

県営住宅を承継する場合の手続きについて

県営住宅は民間住宅と異なり、下記の要件に該当しないと承継（名義人変更）はできません。

なお、同居者を扶養したままの転出等、世帯の状況によっては承継が認められない場合もございます。

ご不明な点がございましたら管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

1 要件

- ・ 名義人の死亡又は離婚等の正当な理由がある転出であること
- ・ 収入が基準以下（承継後の所得月額が 313,000 円以下）であること
- ・ 迷惑行為等を行っていないこと
- ・ 家賃滞納がないこと（債務を引き継ぐ承諾があれば承継できる場合があります。）

2 承継することができる者の範囲

承継することができる者の範囲	同居経過年数
現に同居している配偶者	同居から 1 年以上経過
現に同居しているその他の同居人	同居から 1 年以上経過
現に同居しており、特に居住の安定を図る必要がある高齢者、障害者等	制限なし

3 必要書類

〈必ず必要な書類〉

承継承認申請書	記入例を参考に作成してください。
---------	------------------

〈状況によって必要な書類〉

死亡による承継	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票・ 名義人の死亡の事実が確認できる戸籍謄本又は住民票除票
離婚による承継	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票・ 離婚の事実が確認できる戸籍謄本・ 名義人の転出を確認できる転出先の住民票又は住民票除票・ 敷金充当（拒否）申出書

その他の理由による承継	《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-------------	-----------------------------

〈家賃滞納がある場合の書類〉

承諾書	・債務引継ぎの承諾書が必要となります。 《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-----	--

※有効な住民票等の公的書類は発行から3カ月以内のものに限ります。

4 駐車場使用契約

駐車場使用契約がある場合は、承継ではなく新たに契約を締結しますので、管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

5 申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。